

景観計画ガイドライン

太陽光発電設備等に係る事項

太陽光発電設備等 編

令和5年4月1日版

滋賀県

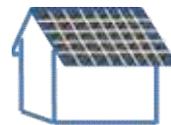
目 次

I. 太陽光発電設備等の分類	1
II. 太陽光発電設備等の届出基準	2
III. 景観形成基準	3
IV. 景観形成基準の解説	5
1. 建築物に付帯する太陽光発電設備等	5
2. 土地に自立して設置する太陽光発電設備等	6

I. 太陽光発電設備等の分類

(1) 建築物

- ①建築物と一体となる太陽光発電設備等
建築物の新築、増築、改築時、屋根材または外壁材として、一体で設置するもの

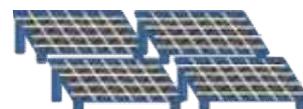


- ②建築物に付帯する太陽光発電設備等
建築物に別途設置するもので 屋根または外壁と一体となっていないもの

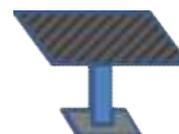


(2) 工作物

- ①平面型
土地に自立して設置するもので平面的に設置するもの



- ②支柱型
土地に自立して設置するもので 1本の柱の上に設置するもの
※複数の柱で支持される太陽光発電設備等は平面型に分類される



Ⅱ. 太陽光発電設備等の届出基準

1. 建築物と一体または付帯して設置する太陽光発電設備等太陽光発電設備等の届出基準

区域	届出基準
重要区域(沿道景観形成地区・河川景観形成地区)	太陽光発電設備等のモジュール等面積の合計が 10m ² を超えるもの
一般区域(重要区域以外の区域)	大規模建築物(高さ 13m 以上または 4 階建て以上)に設置する太陽光発電設備等のモジュール等面積の合計が 10m ² を超えるもの

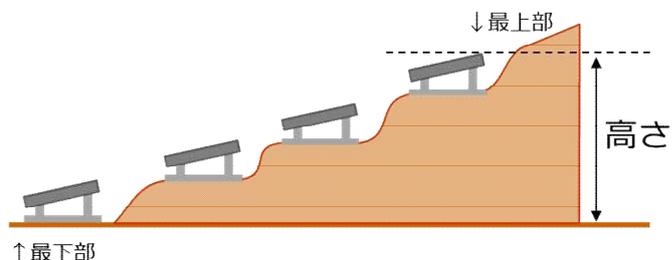
※「モジュール等面積」とは太陽電池モジュールおよび集熱板の面積をいう。

2. 土地に自立して設置する太陽光発電設備等太陽光発電設備等の届出基準

区域	型	届出基準
重要区域(沿道景観形成地区・河川景観形成地区)	平面型	高さ 1.5m を超えるもの、または太陽光発電設備等のモジュール等面積の合計が 100m ² を超えるもの
	支柱型	高さ 5.0m を超えるもの、または太陽光発電設備等のモジュール等面積の合計が 100m ² を超えるもの
一般区域(重要区域以外の区域)	平面型・支柱型	高さ 13m 以上のもの

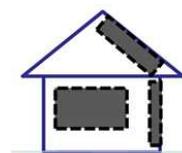
※「モジュール等面積」とは太陽電池モジュールおよび集熱板の面積をいう。

※太陽光発電設備等の「高さ」とは最下部から最上部までの高低差とする。(下図参照)



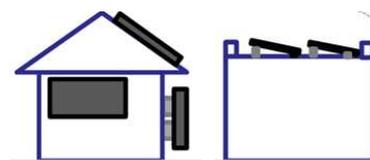
Ⅲ. 景観形成基準

建築物と一体となる太陽光発電設備等の新築、増築または改築



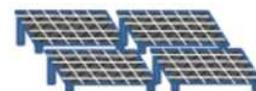
意匠	(1) 屋根材または外壁材として一体で設置する場合は、その他の屋根材または外壁材の意匠について、周辺景観を含めて太陽光発電設備等との調和を考慮すること。
	(2) 公共空間から望見しにくい形での設置に努めること。
	(3) 周囲への反射光の影響をできるだけ低減するよう配慮すること。
色彩	(1) パネルを設置する場合は、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとする。
	(2) 太陽光発電設備等を外壁に設置する場合は、他の外壁についても、太陽光発電設備等および周辺景観と調和した色彩とすること。
	(3) 付属する配管等の設備は、建築物と一体とする、または建築物の色彩と調和したものとする。

建築物に付帯する太陽光発電設備等の新築、増築または改築



形態	(1) 勾配屋根に別途設置する場合は、太陽光発電設備等の最上部が当該建築物の棟を超えないものとし、できるだけ屋根に密着させること。
	(2) 壁面に別途設置する場合は、当該壁面の外縁部より外側に太陽光発電設備等がはみ出ないようにすること。
	(3) 陸屋根に別途設置する場合は、最上部をできるだけ低くし、端部からできるだけ後退したものとする。ただし、これにより難しい場合は、ルーバー等の目隠し措置を講じ、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとする。
意匠	(1) 公共空間から望見しにくい形での設置に努めること。
	(2) 周囲への反射光の影響をできるだけ低減するよう配慮すること。
色彩	(1) パネルを設置する場合は、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとする。
	(2) 太陽光発電設備等を外壁に設置する場合は、他の外壁についても、太陽光発電設備等および周辺景観と調和した色彩とすること。
	(3) 付属する配管等の設備は、建築物と一体とする、または建築物の色彩と調和したものとする。

土地に自立して設置する太陽光発電設備等（平面型）の新設、増築または改築



色彩	(1) パネルを設置する場合は、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとする。
	(2) 付属設備は、周辺景観と調和した色彩とすること。
植栽等	(1) 周辺景観等に影響がある場合は、植栽等による目隠し措置を講じること。
	(2) 最上部は、できるだけ目隠し措置の高さより低くすること。
	(3) 敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。
	(4) 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。
	(5) 常緑の中高木をとり入れた樹木により修景緑化を図ること。
	(6) 道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。
	(7) 植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。
その他	(1) 道路側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。なお、原則として、道路から2メートル以上後退すること。
	(2) 平滑な大壁面が生じないよう、陰影効果に配慮するとともに、外部に設ける配管類はできるだけ目立ちにくくすること。
	(3) 周囲への反射光の影響を低減するよう配慮すること。
	(4) 土地の形状を踏まえ、周囲に違和感や威圧感を与えないよう勾配に配慮し設置すること。

土地に自立して設置する太陽光発電設備等（支柱型）の新設、増築または改築



色彩	(1) パネルを設置する場合は、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとする。
	(2) 付属設備は、周辺景観と調和した色彩とすること。
植栽等	(1) 敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。
	(2) 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。
	(3) 常緑の中高木をとり入れた樹木により必要に応じて修景緑化を図ること。
	(4) 道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。
	(5) 植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。
その他	(1) 道路側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。なお、原則として、道路から2メートル以上後退すること。
	(2) できるだけすっきりとした形態および意匠とするとともに、けばけばしい色彩とせず、周辺景観になじむものとする。
	(3) 周囲への反射光の影響を低減するよう配慮すること。
	(4) 土地の形状を踏まえ、周囲に違和感や威圧感を与えないよう勾配に配慮し設置すること。

IV. 景観形成基準の解説

1. 建築物に付帯する太陽光発電設備等の新築、増築または改築

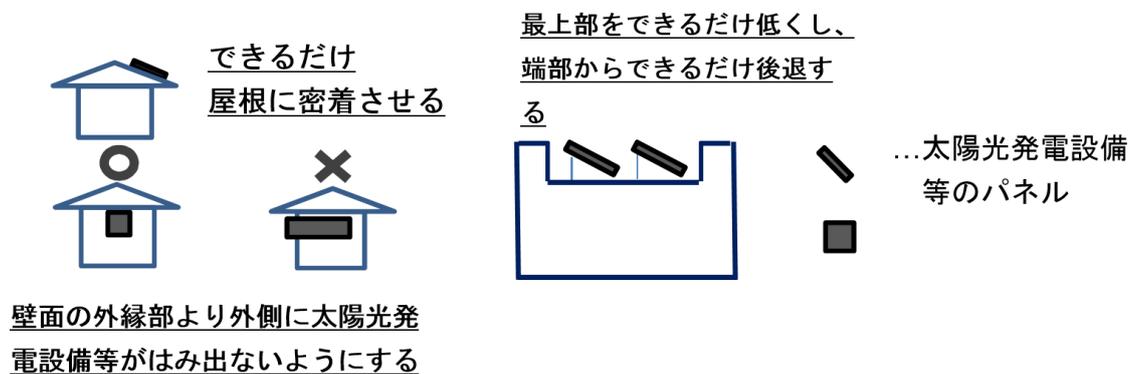
【形態】

(1) 勾配屋根に別途設置する場合は、太陽光発電設備等の最上部が当該建築物の棟を超えないものとし、できるだけ屋根に密着させること。

(2) 壁面に別途設置する場合は、当該壁面の外縁部より外側に太陽光発電設備等がはみ出ないようにすること。

(3) 陸屋根に別途設置する場合は、最上部をできるだけ低くし、端部からできるだけ後退したものとする。ただし、これにより難しい場合は、ルーバー等の目隠し措置を講じ、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとする。

【形態のイメージ】



【意匠】

(1) 公共空間から望見しにくい形での設置に努めること。



2. 土地に自立して設置する太陽光発電設備等の新設、増築または改築

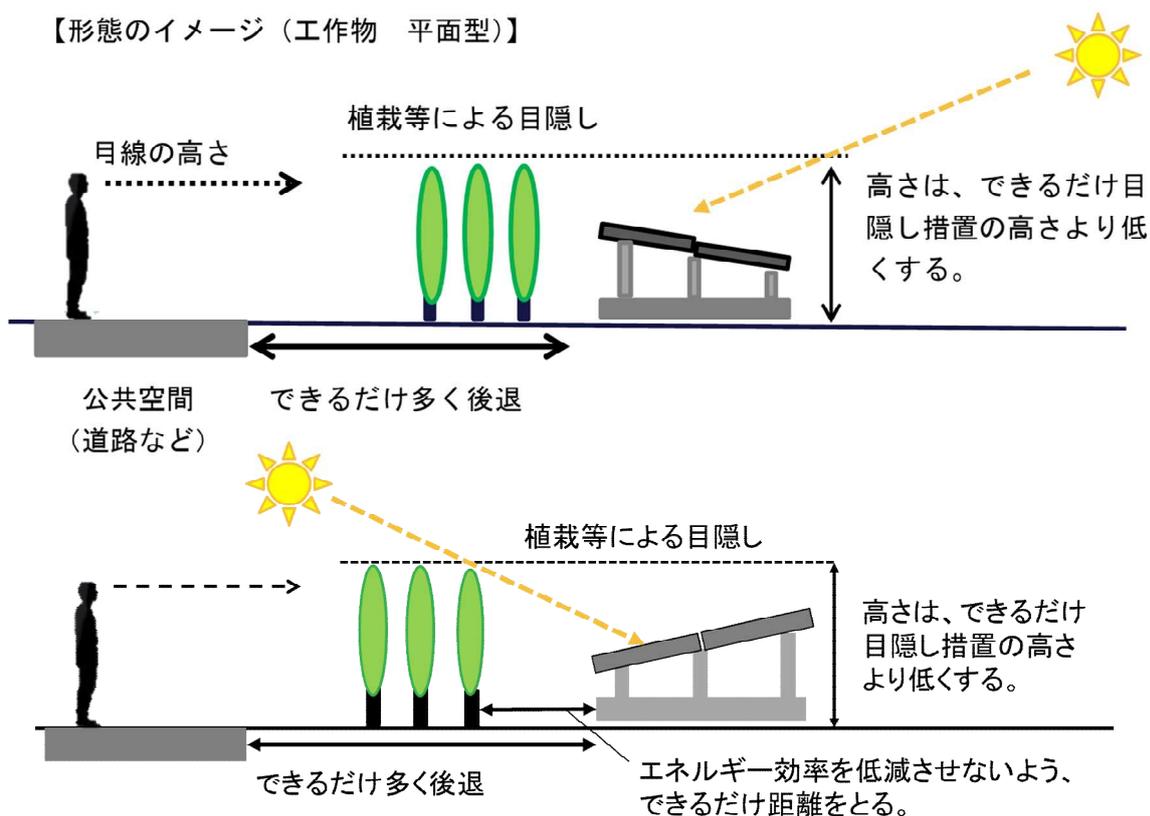
【植栽等】

- (1) 周辺景観等に影響がある場合は、植栽等による目隠し措置を講じること。
- (2) 最上部は、できるだけ目隠し措置の高さより低くすること。
- (3) 敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要が生じたときは、必要最小限にとどめること。
- (6) 道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。

【その他】

- (1) 道路側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。なお、原則として、道路から2メートル以上後退すること。

【形態のイメージ（工作物 平面型）】





(4) 土地の形状を踏まえ、周辺に違和感や威圧感を与えないよう勾配に配慮し設置すること。

